

京都市火災予防条例の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第67号)  
(消防局予防部)

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，<sup>ちゅう</sup>厨房設備，調理用器具及び電磁誘導加熱式調理器に係る離隔距離に関する基準を整備する必要があるため，次のとおり別表第1の記載を整備することとしました。

- 1 グリドル付こんろに係る離隔距離について別表第1に追加するとともに，従前から同表において規定されているこんろ及びグリル付こんろと同様の離隔距離とします。
- 2 最大入力値が5.8キロワット，1口当たりの最大入力値が3.3キロワットである電磁誘導加熱式調理器及びその複合品（こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものに限る。）に係る離隔距離について，別表第1に追加するとともに，従前から同表において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とします。

この条例は平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第67号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第1 厨房設備<sup>ちゆう</sup>の項中「ドロップイン式こんろ又はキャビネット型グリル付こんろ」を「組込み型こんろ又はキャビネット型こんろ（いずれもグリル又はグリドルが付属するものを含む。）」に改め、同表調理用器具の項中「又は卓上型グリル付こんろ」を「（グリル又はグリドルが付属するものを含む。）」に改め、同表電気こんろの項から電磁誘導加熱式調理器の項までを次のように改める。

電 気 調 理 用 機 器	不 燃 以 外	電 気 こ ん ろ , 電 気 レ ン ジ 又	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	入力が4.8キ ロワット以下	100	2	2	2		
				であり,1口当 たり2キロワ ットを超え,3 キロワット以 下のもの		20 注8		20 注8		
						10 注9		10 注9		
					こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	入力が4.8キ ロワット以下	100	2	2	2
					であり,1口当 たり1キロワ ットを超え,2 キロワット以 下のもの		15 注8		15 注8	
							10 注9		10 注9	
						入力が4.8キ ロワット以下	100	2	2	2

	は電 磁誘 導加 熱式	であり、1口当 たり1キロワ ット以下のも の		10 注8 注9		10 注8 注9
	調理 器（ こん ろ形 態の もの に限 る。）	こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの	100	2	2	2
		こんろ部 分の全部 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器で ないもの	80	0		0
不燃		こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの	80	0		0
		こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの		0 注8 注9		0 注8 注9
		こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの		0 注9		0 注9

別表第1備考11中「離隔距離（）」の右に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同備考12中「電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の」を「機器」に、「距離（）」を「離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局 予防部)